

## 高圧ガスタンクローリ再検査基準に係る分科会の設置について

### 1. 趣旨

高圧ガスタンクローリ再検査基準は、①容器再検査(高圧ガス保安法第 49 条)の規格及び方法、②附属品再検査(高圧ガス保安法第 49 条の2)の規格及び方法、③①・②の再検査と併せて行う製造設備の定期自主検査(高圧ガス保安法第 35 条の2)の技術上の基準及び方法並びに④保安検査(液化石油ガス法第 37 条の6)に先立ち保安検査に準じた検査の技術上の基準及び方法を規定したものである。

しかしながら、制定以来、①高圧ガス運送自動車用容器として圧縮水素自動車運送自動車用容器及び当該容器の附属品における再検査の規格及び方法が新たに規定されたこと、②高圧ガス運送自動車用容器のうち液化水素運送自動車用容器の安全弁における再検査の規格及び方法が新たに規定されたこと、③本基準が準拠した定期自主検査指針(KHKS1850)における検査方法の改正が行われたこと等を踏まえ、本基準の見直しを行うこととする。

今般の見直しに当たり、タンクローリの容器等再検査、定期自主検査等の分野に特化した委員構成とするため、移動容器規格委員会のもとに「高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会(仮称)」を設置(常設)することとしたい。

### 2. 技術基準の位置付け

本基準には、保安上遵守すべき要求事項である容器及び附属品再検査並びに定期自主検査及び保安検査の事前検査に係る規格及び方法が規定されているため、従来どおりの基準として改正することとしたい。

### 3. スケジュール

- |            |                |
|------------|----------------|
| ①分科会の設置    | :平成 18 年 11 月頃 |
| ②分科会の開催    | :設置後 3 回程度開催予定 |
| ③委員会における決議 | :平成 19 年 5 月頃  |
| ④基準の改正     | :平成 19 年 6 月頃  |

### 4. 分科会委員予定者(案)

別添委員名簿参照。